

No. 107

2022・11
(令和4年)

あいべつ 議会だより



- ★ 4名の議員から 6件の一般質問
- ★ 臨時会・定例会 全議案可決
 - ・令和3年度決算認定
 - ・固定資産評価審査委員会委員の選任 同意
 - ・教育委員会委員の任命 同意
- ★ 愛別町議会ハラスメント防止条例の一部改正

一 般 質 問

阿木議員の 一般質問の動画はこちら



「ゼロカーボンシティ」宣言後の取り組みについて伺う



あきよし
阿木潔議員

町長 令和4年度中に計画の見直しをする

め地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき政府が策定した「地球温暖化対策」に即して、地方公共団体実行計画を策定するよう義務付けられており、平成32年に策定しました愛別町温暖化対策実行計画（事務事業編）、この計画の対象範囲は、愛別町外3町塵芥処理組合及び大雪消防組合愛別消防署の施設で、令和4年度中に計画の見直しを行うところです。また、旭川市外近隣町で構成される旭川大雪圏域連携中枢都市圏のビジョンに位置付けられ、連携し取り組んでまいります。

答 矢部町長 今後の進め方につきましては、ゼロカーボンとは、愛別町として何をすべきか、何ができるのか、情報共有を図るため役場職員を対象とした勉強会を開催します。併せて、広報等を活用し、広く市民に向けた情報提供を行う考えであります。また、ゼロカーボンシティを推進するた

6の自治体がゼロカーボンシティを宣言しています。しかし、多くの自治体が財政力、人材不足、人口減少等の課題を抱えています。町はどのように進めるのか伺います。

町長は6月定例会に於いて「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。国は2050年までに「酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指し、各自治体に目標達成に向けて実行計画・長期目標・地域の合意形成をあげています。全国では、8月末現在76

答 矢部町長 今、役場庁舎、総合センターとか公的施設のLED化ということで業者に情報を頂いています。非常に電力の削減を図れるのではないかと考えております。大きな予算が必要になつてくると思いますのでしつかり調査し議員の皆様にお諮りしたい。

今年度中ということですが、随分時間がかかると思いますが、環境省のホームページを見ますと色々な交付金・補助金があります。一つ提案したいのですが、その中に公共施設等のLED化の補助金があります。愛別町は街灯のLED化が終了したことによって、南町公区の場合街灯料が半減しています。また、ロシアのウクライナ侵攻によって原油・天然ガスが高騰し、電気料金が値上がりしています。そのことにより電気料金が相当の負担になっています。早急に公共施設等のLED化をする考えがあるか伺います。

答 税務町民課長 地球温暖化対策
実行計画（事務事業編）につきましては、今年度中に見直しを行い、3月中にお示しする予定です。

町長の答弁で、これから役場職員を対象とした勉強会をするとのことですが、ゼロカーボンシティ宣言して3ヵ月もたつているのに残念です。答弁のなかに愛別町温暖化対策実行計画とありますが、令和4年度中に計画の見直しを行うとあるがいつごろか提示して頂きたい。

矢部町長 今、説明させて頂いたことは、これからも我が町に必要なことですのでやつていきたいと考えています。国も2050年までにゼロカーボンにするということから、愛別町は何が出来るか求められていますので、担当と協議し取り組んでまいります。





おくとしひろ 俊博 議員

固定資産税課税台帳に 載っていない家屋の調査について

町長 不平等のない税制を確立する事業は必要

問 4月のチラシは、町側の責任には全く触れずに、登記をしなかった町民に全て責任を転嫁し、早く申告をするようにと促すような文面になっています。これが問題と考えます。不動産登記法47条の登記義務は理解しています。ただし、町は毎年1年に1回以上、実地調査をして、前年と比較して新たな建物があり、それが未登記であれば家屋補充課税台帳に載せる。そうすれば

答 矢部町長 全く関係のないことなので、ご理解いただけるように丁寧に説明をさせていただきます。

問 固定資産課税関係のチラシが戸配布された時期と、町長公約の学校給食導入と給食費無償化の時期が重なったため、町民の中には「給食導入で町の財政が厳しくなるので、何十年も課税されなかつた車庫まで課税するのか」と誤解されている方がいます。

今回の問題とは全く関係がないことを町民にどのように説明し理解していただきたい。

答 矢部町長 全く関係のないこと

問 固定資産課税関係のチラシが戸配布された時期と、町長公約の学校給食導入と給食費無償化の時期が重なったため、町民の中には「給食導入で町の財政が厳しくなるので、何十年も課税されなかつた車庫まで課税するのか」と誤解されている方がいます。

今回の問題とは全く関係がないことを町民にどのように説明し理解していただきたい。

答 矢部町長 奥議員からの質問が出てから、いろんなことをはつきりさせなければならないという部分も出てきていますし、私たちも変えていかなければならぬという考え方には至っていますけれども、地方税法に基づき私たちは大所高所に立つて、一旦立ち止まるという政治決断をしていきます。

答 矢部町長 愛別町の現状を考えると、高齢化の進行、独居高齢者の増加、そしてコロナ禍の影響や物価高騰による家計の逼迫等、町民の生活を取り巻く環境は大変厳しいものがあると言わざるを得ません。

しかし、固定資産税には、収入の減少などに応じた減免措置は設けられていないので、年金生活者、高齢者、あるいはコロナによる失業者などに対する軽減が全くないのであります。

答 矢部町長 町長には最後に責任はくると思いますが、やっていることは行政全体の、一番大事な税というものの不公平・不平等感をなくすための作業ですので、これをしっかりとやり切って、町民の皆様に理解をいただきます。

答 矢部町長 町長には最後に責任はくると思いますが、やっていることは行政全体の、一番大事な税というものの不公平・不平等感をなくすための作業ですので、これをしっかりとやり切って、町民の皆様に理解をいただきます。

5月26日の議会全員協議会において、私から4月に全戸配布された税務住民課が作成したチラシについて「間違っている部分があるのでは」と指摘し、その取り扱いについて質問したところ「検討する」との答えで、改めて8月下旬に全員協議会の開催が予定されていたが、開催日が未定のまま、家屋調査の事務作業が進められている状況のため、次の点について町長に質問します。

違っている部分があるのでは」と指摘し、その取り扱いについて質問したところ「検討する」との答えで、改めて8月下旬に全員協議会の開催が予定されていたが、開催日が未定のまま、家屋調査の事務作業が進められている状況のため、次の点について町長に質問します。

課税されるわけで「登記したから課税される、しなかつたから町が把握できぬ」というチラシそのものが間違ないと私は指摘しているわけです。そこの町民に対するこの家屋調査をする根拠となっていますので、はつきりしていただきたいと思います。

昔から町は町民との暗黙の了解というか基礎のない建物を課税対象から外しており、それを今回、方針転換するのであれば、十分住民に説明をして、それからでないと町民と町の信頼関係を崩すことにつながっていくと思います。町長自ら説明責任を果たしていくべきだときたい。

また、今回の事業、順番が間違っていると私は考えています。赤平市のよう、50平方メートル以下の車庫や物置などには課税しないというような基準を先に設けてから調査をしておれば、1,200件もの大量の案件が出てくるはずはないと思います。

しかし、固定資産税には、収入の減少などに応じた減免措置は設けられていないので、年金生活者、高齢者、あるいはコロナによる失業者などに対する軽減が全くないのであります。

矢部町長には大所高所に立つて、一旦立ち止まるという政治決断をしていただきたいと思います。

答 矢部町長 町長には最後に責任はくると思いますが、やっていることは行政全体の、一番大事な税というものの不公平・不平等感をなくすための作業ですので、これをしっかりとやり切って、町民の皆様に理解をいただきます。

答 矢部町長 町長には最後に責任はくると思いますが、やっていることは行政全体の、一番大事な税というものの不公平・不平等感をなくすための作業ですので、これをしっかりとやり切って、町民の皆様に理解をいただきます。

一 般 質 問

横井議員の一般質問の動画はこちら



よこい ひとし
横井 均 議員

- ①市街地の活性化対策について
- ②公の施設の指定管理者の指定について

町長

- ①交流の場の整備を慎重に検討する
- ②見直し改善を図り継続する

答
矢部町長 今人口減少と高齢化に直面し、町が抱える課題として、医療、福祉、商業等の生活サービスの維持、中心市街地の衰退、空き地、空き店舗の増加、公共交通サービス水準の低下、インフラの老朽化への対応などがあげられます。

今後においては、ご質問にある多目的を持つた町民交流施設の整備にあたつて、医療、福祉、地域公共交通の再編、行政サービスの効率化等によるコストの削減、中心市街地活性化などのまちづくりと密接に関係する様々な施策と連携し、整合性や相乗効果等を考

なまちづくりの整備が必要不可欠と考えています。その活性化公共施設として多目的機能を持つた町民の交流の場、郷土資料室、農産物直売店、図書室、陶芸室等を持った町民交流施設を早急に整備することです。

本町商店街の活性化対策について伺

し、本町の商店街も経営者の高齢化や後継者不足等による空き店舗が増加し、市街地全体としての活性化対策が大きな課題となっています。

問 商業は、豊かな消費生活の提供をはじめ、まちのにぎわいの創出や地域住民の交流の促進など、まちづくりに重要な役割を担っていますが、過疎化の進行、人口の減少、既存商店街の衰退が深刻化、購買力の町外流出等により厳しい状況がありますが、商店経

①市街化の活性化対策について

慮しつつ、総合的な取り組みとして進めていくことは重要と考えております。

問 町民の方は、過去には商店に立ち寄つて世間話等々の交流をしてきました

問 人の集まる場を作らなければ、商店は潤いません。公共施設を集約するコンパクトシティーまちづくりが大事ではないか。
答 矢部町長 年寄りの笑顔、町の人人が喜ぶような施策をやつっていく。

商店経営者が、高齢化して、資金も大変と一生懸命頑張つてあります。自分でやれることは限界です。地域も限界です。商店街の人も努力しています。行政がどのように地域の方に出来るのか。

問 商店街の経営者の方は一生懸命頑張つてあります。町長はどのように受け取つてているのか。

答 矢部町長 商店街で頑張つてくれる方にどう支援できるか対応を考える。

答 本町商店街の商店も少なく、今町長はどの様に考えているのか。
矢部町長 本町通りは、空き地、空き家等で町の顔でもある本町通りがこれで良いのか、市街地に輝くところを創りたい。

矢部町長 施設管理に民間事業者のノウハウと経営努力を取り込むことによって、よりよいサービスを提供されることを期待して指定しています。指定管理者については、利用者が増えることも大切ですが、それだけを目的とするものではないため、今後も、指定管理者の指定について、見直し改善を図りながら、継続していきます。

問 公の施設の指定管理者施設の指定管理者制度は多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上を図ることを目的にして導入されたものです。この目的を達成するため、最も適する者に公の施設の管理を委ねるのが法の趣旨であり、必ずしも民間業者を指定管理者として指定しなければならないということはありませんが、幅広い視点から最も適した者を指定し、公の施設を指定管理者に管理を委ねています。しかし、利用者は年々減少しております。今後、公共施設指定管理者指定を目的のためにどう考え、改善し継続されるのかを伺う。

答 矢部町長 非常に大事な事だと
思いますが、最近は商店も高齢化等で減少
してその場所がない。高齢者は「家の
前の草取り、行くところもない」是非
何とか交流の場の施設を訴えてあります
。交流の場は痴呆の予防の為にもな
るのでないか。ぜひ交流の場の整備
を。す。



星議員の
一般質問の動画はこちら

一般質問



ほし
星
はじめ
肇
議員

①愛別小学校の修繕計画を伺う

②固定資産税台帳に載っていない家屋の調査について伺う

町長

- ①教育活動に支障をきたさない環境になるように対応する
②現在、内部で協議をおこなっている

①愛別小学校の修繕計画を伺う

と連携を図つて、施設の安全管理等について、情報を共有する。

愛別小学校には修理をしなければならない箇所が多々見受けられます。今後の修繕の計画はあるのか。

馬場教育長 小学校の校舎は、平成27年度に大規模改修を予定しているが、全国的に耐震化に重点が置かれた為、老朽化に対する工事を実施することができなかつた。

現校舎については、屋上防水や外壁、ボイラーラーの配管など、どこを直すにも相当の経費がかかる為、修繕については、小中一貫校も視野に入れた今後の校舎のあり方、方向性について早急に検討していく。

答 現在、小学校の修繕個所はどの程度把握していて、それらの修繕のめどは。

馬場教育長

雨漏りが数件（6年生教室は修繕済み）、外壁のひび割れ、トイレの換気扇の異常（今回の補正予算で対応）、学童保育の教室の配水管の詰まり（数年前から）、グラウンドの暗渠の詰まり、以上は把握している。修繕については小学校と調整中。改修等には相当の予算が必要で、厳しい状況だが、児童生徒にとって安全な環境、教育活動に支障をきたさない環境になるよう対応する。教育委員会事務局が、これまで以上に、しっかりと

「小中一貫教育」については、どの程度の構想が練られているのか。

答 **馬場教育長** 推進計画を早い段階で提示できるように情報収集等を進めている状況。

会で理解を得ながら進めていく。
遡及課税についての考え方を伺う。

宮林税務住民課長 地方税法の規定に基づき遡及課税をおこなう考え。

答 ②固定資産税台帳に載っていない家屋の調査について伺う

規定期限に基づき遡及課税をおこなう考え方。

答 これまで町と町民の間で相互に理解されてきた固定資産税の課税判断基準を町側が一方的に変更をして、町民にその変更を押し付けている。

実態把握もできていなかつた状況から、あたかも「新基準」での課税となり、これでは町民からの調査協力への理解を得られていないのではないか。

7月のチラシの中にも、町はこれまでの家屋の取扱いを踏まえ、台帳に載せるべき家屋の範囲を改めて決定すると書かれている。町の方針が明確化した段階で、地区別の説明会を開催して町民に丁寧に説明をするべき。

答 **矢部町長** 現在、過去に固定資産税を担当した職員からの取扱いの聞き取りや、近隣町の課税状況等を調査している。内容を整理したうえでまずは全員協議会においてお示しさせていただく。その後にチラシでの周知、説明

いるところで、未確認のものを調べているのが現在の状況。法令を遵守すると共に、町民の皆さんとの声もしっかりと聞いて、説明をさせていただく。判断はできないという問題だと認識しているが、やり遂げなければならないという気持ちで協議をしている。高齢化、コロナ等で経済も大変だが、適正に課税をおこなう義務がある。私たちの考え方を伝えて、理解していたらよく常に報告させていただくので、どうかよろしくお願ひいたします。

町議会審議結果

◇第4回 臨時会

議決年月日：令和4年7月26日

議案番号	件名	結果
議案第47号	令和4年度愛別町一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第48号	令和4年度愛別町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決

◇第3回 定例会

議決年月日：令和4年9月14日

議案番号	件名	結果
報告第4号	令和3年度愛別町健全化判断比率及び資金不足比率について	報告済
議案第49号	愛別町議會議員及び愛別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第50号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第51号	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第52号	令和3年度愛別町簡易水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決
議案第53号	令和4年度愛別町一般会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第54号	愛別町介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決

◇第3回 定例会

議決年月日：令和4年9月16日

議案番号	件名	結果
認定第1号	令和3年度愛別町一般会計歳入歳出決算認定について	決特付託認定
認定第2号	令和3年度愛別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	決特付託認定
認定第3号	令和3年度愛別町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について	決特付託認定
認定第4号	令和3年度愛別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	決特付託認定
認定第5号	令和3年度愛別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	決特付託認定
認定第6号	令和3年度愛別町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	決特付託認定
認定第7号	令和3年度愛別町簡易水道事業特別会計決算認定について	決特付託認定
議案第55号	令和4年度愛別町一般会計補正予算（第7号）	原案可決
同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について【高柳 修 氏】	同意
同意第2号	教育委員会委員の任命について【森定 典子 氏】	同意
発議第9号	愛別町議会ハラスメント防止条例の一部を改正する条例	原案可決
発議第10号	議員派遣について	原案可決
発議第11号	国土強靭化に資する社会资本整備等に関する意見書について	原案可決

第4回臨時会

◆一般会計 補正予算（5号）

歳入歳出それぞれ861万6千円を増額する。

主な歳入

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 424万2千円増
○財政町政基金繰入金 288万4千円増
○前年度繰越し金 105万円増
○公有物件建物災害共済金 44万円増

288万4千円増
105万円増
44万円増

主な歳出

○認定こども園環境改善整備工事 800万8千円増

800万8千円増

◆介護保険事業特別会計補正予算

(第2号)

歳入歳出それぞれ20万円を増額する。

○介護給付費負担金 5万4千円増
○介護給付費交付金 4万円増

5万4千円増
4万円増

主な歳出

○高額医療合算介護サービス費 200千円増

200千円増

決算審査

◆令和3年度

各会計歳入歳出決算認定

・一般会計

・国民健康保険特別会計

・国民健康保険診療所事業特別会計

・後期高齢者医療特別会計

・介護保険事業特別会計

・公共下水道事業特別会計

・簡易水道事業特別会計

星委員▼ スマート農業推進事業が現状使いにくい補助制度なのではないか。補助率を挙げても推進している姿勢を見せるべきではないか。

中富産業振興課長補佐 農業者の全体会議や地区別の懇談会で周知を図っている。2年間の事業経過を総合的に考えて、有効利用していた様子にする。

谷田教育次長 小学生を対象にスポーツや体験活動をおこなっているので、そういう場面で可能ではないかと思う。費用等含め次年度以降検討したい。

林委員▼ マイナンバーカードの普及率が愛別町は去年は全道1位だった。現在の普及率は。

宮林税務住民課長 9月現在で申請率は71.6%で全道2位、交付率は64.4%で全道1位。

林委員▼ 病気の予防として、町から助成が出るワクチンの種類を増やす考えはないか。（例：帯状疱疹のワクチン等）

長谷川保健福祉課長 近隣町で行つている状況を参考にして今後検討していきたい。

横井委員▼ 火葬場は町民から火葬の苦情があり早急に建設（今年度実施設計、次年度建設）すべきではないか。

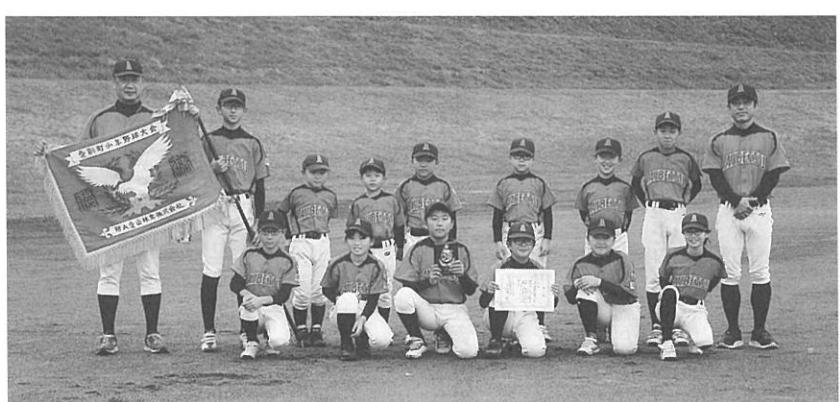
矢部町長 議員も視察されて理解されていると思うので、担当に早急に進めよう指示する。



ドローンによる水田防除

星委員▼ 旭川との連携中枢都市圏協約の中で旭川のeスポーツ拠点の事も挙げられていた。旭川と連携して、町民にeスポーツを体験して貰う機会を設ける考えはないのか。

質疑応答については、紙面の都合上その一部を要約して掲載します。



愛別野球少年団

横井委員▼ 野球少年団の年会費が2万1千円と高く、入団出来ないとの父兄の声がある。補助金は3万円で、大会参加費は9万4千円。子どもは、希望をもって一生懸命頑張っている。補助金の増額をすべきでないか。

矢部町長 野球少年団の方から要請が出てきたことは次年度予算で補助金について、担当と協議したい。

決算審査の会議・吉野谷町議会

鉢呂委員▼ 今、基盤整備が愛別町でかなり進んできている。農業特区という形で国の方に申請を上げて、大型機械とスマート農業できる体型をプログラムする考えはあるか。

矢部町長 正直、特区というのは考え方について、今まで考えはなかったが、検討して参りたい。

大山産業振興課長 国の特区という考え方について、今まで考えはなかったが、検討して参りたい。

鉢呂委員▼ 小中一貫校どこまで話が進んでいるのか伺う。

馬場教育長 情報を収集している段階。

金子副町長 町長、教育長と話し合をしており、教育長にとにかく急ぐようにお願いしている。

藤原委員▼ 幼稚園バスの送迎体制及び管理体制について伺う。

森川幼稚センター事務長 政府からはメールで痛ましい事故を受け、指導が来ている。運転手の他に必ず職員を1名乗車させ、必ず名簿で人数を確認して降車。担任は必ず毎日出欠を取り、掲載。

連絡がない園児がいれば保護者に確認。あの様な事故は、幼稚センターでは、起こり得るはずがないと認識している。



幼稚園バス

谷田教育次長 バスの車幅と全長に目がいき、サイドミラー等付属物に目がいかなかつた部分があつた。今後は車両の入れ方やその他、改善できる点がないか建設管理課とも協議しながら検討する。



幼稚園バスの車庫



以上、慎重審議を重ねた結果、決算審査特別委員会において認定すべきものと決定し、本会議において決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

奥委員▼ スクールバス総合車庫について、車体と壁との空間が狭く使い勝手が悪いと聞くが、改善策について伺う。

しかし、この分野は費用対効果ばかり言うべきではなく、利用者数を増やす方策として、旭川市図書館にDVDがおいてあるようにDVDの貸し出し等町民を惹きつけるものを考えたらどうか。

奥委員▼ 自動車文庫について年間利用者数が277人だが、停まる場所によつては全く使われてないところを見ている町民もおり無駄との声も聞く。

常任委員会報告・議会のあしあと

常任委員会報告

総務福祉常任委員会

◆愛別町火葬場の建て替えについての 案件経過報告



比布町火葬場

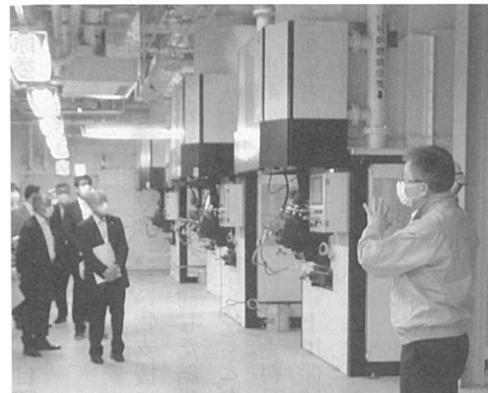
8月31日、比布町火葬場と旭川聖苑（火葬場及び合葬墓）の視察へ行きました。総務福祉常任委員6名と愛別町建設課、税務住民課から数名の参加がありました。

比布町の火葬場は令和元年に建て替えがおこなわれ、外観、内装ともに整つており、内部には最新の火葬炉が導入されていた。旭川市の火葬場、旭川聖苑は規模も大きく、内部には15基（13基プラス予



愛別町火葬場

備に2基）の火葬炉があり、年間4000体の火葬をおこなっている。合葬墓には1万体の収骨が可能で、現在は約2500体が収骨されていると説明を受けた。



旭川聖苑（火葬場）バックヤード

■7月	26日	議会運営委員会 全員協議会	31日	20日	慰靈祭 （火葬場視察 比布・旭川）	■8月	26日	議会運営委員会 全員協議会	■9月	2日	全員協議会 全員協議会	16日	15日	14日	29日	28日	25日	18日	12日	7日	■10月	28日	26日	
第4回	臨時会					■9月				7日	議会運営委員会 全員協議会		14日	9日	2日	31日	20日	25日	18日	12日	7日	■10月	28日	26日
議会のあしあと										16日	議会運営委員会 全員協議会		15日	14日	29日	28日	25日	18日	12日	7日	■10月	28日	26日	
議会のあしあと										17日	議会運営委員会 全員協議会		16日	15日	14日	31日	20日	25日	18日	12日	7日	■10月	28日	26日
議会のあしあと										18日	議会運営委員会 全員協議会		17日	16日	15日	30日	29日	26日	19日	13日	8日	■10月	29日	27日
議会のあしあと										19日	議会運営委員会 全員協議会		18日	17日	16日	31日	30日	27日	20日	14日	9日	■10月	30日	28日
議会のあしあと										20日	議会運営委員会 全員協議会		19日	18日	17日	32日	31日	28日	21日	15日	10日	■10月	31日	29日
議会のあしあと										21日	議会運営委員会 全員協議会		20日	19日	18日	33日	32日	29日	22日	16日	11日	■10月	32日	30日
議会のあしあと										22日	議会運営委員会 全員協議会		21日	20日	19日	34日	33日	30日	23日	17日	12日	■10月	33日	31日
議会のあしあと										23日	議会運営委員会 全員協議会		22日	21日	20日	35日	34日	31日	24日	18日	13日	■10月	34日	32日
議会のあしあと										24日	議会運営委員会 全員協議会		23日	22日	21日	36日	35日	32日	25日	19日	14日	■10月	35日	33日
議会のあしあと										25日	議会運営委員会 全員協議会		24日	23日	22日	37日	36日	33日	26日	20日	15日	■10月	36日	34日
議会のあしあと										26日	議会運営委員会 全員協議会		25日	24日	23日	38日	37日	34日	27日	21日	16日	■10月	37日	35日
議会のあしあと										27日	議会運営委員会 全員協議会		26日	25日	24日	39日	38日	35日	28日	22日	17日	■10月	38日	36日
議会のあしあと										28日	議会運営委員会 全員協議会		27日	26日	25日	40日	39日	36日	29日	23日	18日	■10月	39日	37日
議会のあしあと										29日	議会運営委員会 全員協議会		28日	27日	26日	41日	40日	37日	30日	24日	19日	■10月	40日	38日
議会のあしあと										30日	議会運営委員会 全員協議会		29日	28日	27日	42日	41日	38日	31日	25日	20日	■10月	41日	39日
議会のあしあと										31日	議会運営委員会 全員協議会		30日	29日	28日	43日	42日	39日	32日	26日	21日	■10月	42日	40日
議会のあしあと										32日	議会運営委員会 全員協議会		31日	30日	29日	44日	43日	40日	33日	27日	22日	■10月	43日	41日
議会のあしあと										33日	議会運営委員会 全員協議会		32日	31日	30日	45日	44日	41日	34日	28日	23日	■10月	44日	42日
議会のあしあと										34日	議会運営委員会 全員協議会		33日	32日	31日	46日	45日	42日	35日	29日	24日	■10月	45日	43日
議会のあしあと										35日	議会運営委員会 全員協議会		34日	33日	32日	47日	46日	43日	36日	30日	25日	■10月	46日	44日
議会のあしあと										36日	議会運営委員会 全員協議会		35日	34日	33日	48日	47日	44日	37日	31日	26日	■10月	47日	45日
議会のあしあと										37日	議会運営委員会 全員協議会		36日	35日	34日	49日	48日	45日	38日	32日	27日	■10月	48日	46日
議会のあしあと										38日	議会運営委員会 全員協議会		37日	36日	35日	50日	49日	46日	39日	33日	28日	■10月	49日	47日
議会のあしあと										39日	議会運営委員会 全員協議会		38日	37日	36日	51日	50日	47日	40日	34日	29日	■10月	50日	48日
議会のあしあと										40日	議会運営委員会 全員協議会		39日	38日	37日	52日	51日	48日	41日	35日	30日	■10月	51日	49日
議会のあしあと										41日	議会運営委員会 全員協議会		40日	39日	38日	53日	52日	49日	42日	36日	31日	■10月	52日	50日
議会のあしあと										42日	議会運営委員会 全員協議会		41日	40日	39日	54日	53日	50日	43日	37日	32日	■10月	53日	51日
議会のあしあと										43日	議会運営委員会 全員協議会		42日	41日	40日	55日	54日	51日	44日	38日	33日	■10月	54日	52日
議会のあしあと										44日	議会運営委員会 全員協議会		43日	42日	41日	56日	55日	52日	45日	39日	34日	■10月	55日	53日
議会のあしあと										45日	議会運営委員会 全員協議会		44日	43日	42日	57日	56日	53日	46日	40日	35日	■10月	56日	54日
議会のあしあと										46日	議会運営委員会 全員協議会		45日	44日	43日	58日	57日	54日	47日	41日	36日	■10月	57日	55日
議会のあしあと										47日	議会運営委員会 全員協議会		46日	45日	44日	59日	58日	55日	48日	42日	37日	■10月	58日	56日
議会のあしあと										48日	議会運営委員会 全員協議会		47日	46日	45日	60日	59日	56日	49日	43日	38日	■10月	59日	57日
議会のあしあと										49日	議会運営委員会 全員協議会		48日	47日	46日	61日	60日	57日	50日	44日	39日	■10月	60日	58日
議会のあしあと										50日	議会運営委員会 全員協議会		49日	48日	47日	62日	61日	58日	51日	45日	40日	■10月	61日	59日
議会のあしあと										51日	議会運営委員会 全員協議会		50日	49日	48日	63日	62日	59日	52日	46日	41日	■10月	62日	60日
議会のあしあと										52日	議会運営委員会 全員協議会		51日	50日	49日	64日	63日	60日	53日	47日	42日	■10月	63日	61日
議会のあしあと										53日	議会運営委員会 全員協議会		52日	51日	50日	65日	64日	61日	54日	48日	43日	■10月	64日	62日
議会のあしあと										54日	議会運営委員会 全員協議会		53日	52日	51日	66日	65日	62日	55日	49日	44日	■10月	65日	63日
議会のあしあと										55日	議会運営委員会 全員協議会		54日	53日	52日	67日	66日	63日	56日	50日	45日	■10月	66日	64日
議会のあしあと										56日	議会運営委員会 全員協議会		55日	54日	53日	68日	67日	64日	57日	51日	46日	■10月	67日	65日
議会のあしあと										57日	議会運営委員会 全員協議会		56日	55日	54日	69日	68日	65日	58日	52日	47日	■10月	68日	66日
議会のあしあと										58日	議会運営委員会 全員協議会		57日	56日	55日	70日	69日	66日	59日	53日	48日	■10月	69日	67日
議会のあしあと										59日	議会運営委員会 全員協議会		58日	57日	56日	71日	70日	67日	60日	54日	49日	■10月	70日	68日
議会のあしあと										60日	議会運営委員会 全員協議会		59日	58日	57日	72日	71日	68日	61日	55日	50日	■10月	71日	69日
議会のあしあと										61日	議会運営委員会 全員協議会		60日	59日	58日	73日	72日	69日	62日	56日	51日	■10月	72日	70日
議会のあしあと										62日	議会運営委員会 全員協議会		61日	60日	59日	74日	73日	70日	63日	57日	52日	■10月	73日	71日
議会のあしあと										63日	議会運営委員会 全員協議会		62日	61日	60日	75日	74日	71日	64日	58日	53日	■10月	74日	72日
議会のあしあと										64日	議会運営委員会 全員協議会		63日	62日	61日	76日	75日	72日	65日	59日	54日	■10月	75日	73日
議会のあしあと										65日	議会運営委員会 全員協議会		64日	63日	62日	77日	76日	73日	66日	60日	55日	■10月	76日	74日
議会のあしあと										66日	議会運営委員会 全員協議会		65日	64日	63日	78日	77日	74日	67日	61日	56日	■10月	77日	75日
議会のあしあと										67日	議会運営委員会 全員協議会		66日	65日	64日	79日	78日	75日	68日	62日	57日	■10月	78日	76日
議会のあしあと										68日	議会運営委員会 全員協議会		67日	66日	65日	80日	79日	76日	69日	63日	58日	■10月	79日	77日
議会のあしあと																								